

R08-21000-00475

令和8年10月2日

長崎県知事 平田 研 様

長崎県監査委員 大 安 哲 也

同 礪 山 祐 実

同 山 口 初 實

同 中 村 一 三

(公 印 省 略)

令和7年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された標記報告書について、その審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年 度

長崎県内部統制評価報告書
に係る審査意見書

長 崎 県 監 査 委 員

令和 7 年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和 7 年度における長崎県内部統制評価報告書に係る審査を次のとおり実施した。

第 1 審査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

第 2 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

第 3 審査の対象

令和 7 年度長崎県内部統制評価報告書

第 4 審査の着眼点

1 内部統制の評価手続

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価手続については、対象事務が網羅的に評価されているか、内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか審査を行った。

2 内部統制の評価結果

評価結果に係る審査については、内部統制の不備を把握した場合、当該不備が重大な不備に該当するかの判断が適切に行われているか、また、是正された内部統制の整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されているか審査を行った。

第 5 審査の実施内容

審査に付された「令和 7 年度長崎県内部統制評価報告書」について、関係部に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を活用して、慎重に審査を行った。

第 6 審査の結果

「令和 7 年度長崎県内部統制評価報告書」について、審査した限りにおいて、内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

第7 審査意見

令和7年度においても、重大な不備が発生することなく有効に運用されており、内部統制制度の周知徹底や理解促進などに関する取組が進められている。

しかしながら、内部統制の評価において、「不備あり」の発生件数は昨年度より増加しており、また、定期監査においては所属としてリスクの認識が十分でなかった事務処理誤りが依然として検出されているので、今後とも、以下の点に留意しながら同制度の効果的かつ確実な運用に努められたい。

1 内部統制の運用状況について

運用上の不備において、「支出処理失念による支払遅延」が9件発生しており、今回の不備件数の2割を占めている。

自らが定めたリスク対応策が形骸化に繋がらないよう、全庁的な取組の推進と各所属の意識の向上を図られたい。

2 リスク評価・対応シートについて

令和6年度の内部統制評価報告書に係る審査意見書において、「所属が対応策を設定していないリスクの存在に気づいた場合、その時点で速やかに推進部局、評価部局に報告した上で内部統制を実施することを徹底する」ことを求めている。

しかしながら、長崎振興局において、令和7年度に影響度が高くリスクの対応策が設定されていない案件を把握していたにもかかわらず、リスク評価・対応シートが作成されていない事案など、速やかにリスク対応が実施されていないものが見受けられた。

改めて令和6年度の審査意見を十分理解し、速やかな対応に努められたい。

【参考】 審査等の経過

- 1 令和8年度監査計画の策定 令和8年4月14日
- 2 各所属の自己評価に係る審査
 - 長崎港湾漁港事務所 令和8年7月13日
 - 長崎振興局 令和8年7月21日
 - 島原振興局 令和8年7月22日
 - 消防学校、環境保健研究センター、
窯業技術センター 令和8年7月29日
 - 本庁各部局 令和8年8月17日～8月25日
 - 秘書・広報戦略部、企画部、総務部、危機管理部、地域振興部、
文化観光国際部、県民生活環境部、福祉保健部、こども政策局、
産業労働部、水産部、農林部、土木部、出納局
 - 工業技術センター 令和8年9月1日
- 3 内部統制評価報告書に係る審査 令和8年8月25日
 - 総務文書課、人事課、新行政推進室、財政課、財産活用室、
債権管理室、スマート県庁推進課、建設企画課、用地課、会計課、
物品管理室